掛川市条例第１４号

掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

掛川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年３月26日掛川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（代執行） 第12条　（略）	（代執行） 第12条　（略） （緊急安全措置） 第12条の２　市長は、空き家等が著しく管理不全な状態で、人の生命、身体又は財産に重大な影響を及ぼす危険な状態が切迫していると認められる場合において、第７条、第８条、第10条及び前条に規定する手続を行う時間的余裕がないときは、その危険な状態を回避するため、必要最低限の措置を講ずることができる。 ２　市長は、前項の措置を講じたときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。 ３　市長は、第１項の措置に要した費用を当該空き家等の所有者等に請求することができる。
（掛川市空き家等審査会） 第13条　前条第２項の規定による諮問に応じ代執行を行うことについて審査するため、掛川市空き家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。	（掛川市空き家等審査会） 第13条　第12条第２項の規定による諮問に応じ代執行を行うことについて審査するため、掛川市空き家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。